

純支払賃借料に関する区分計算書の記載方法

- 1) この計算書は、地方税法第72条の12の規定による電気供給業を行う法人で本県内に主たる事務所又は事業所を有するもののうち、同法第72条の2第1項イに掲げるもの（外形標準課税の対象となる法人）が、確定申告書又は修正申告書を提出する場合に当該申告書に添付すること。
- 2) 「電気供給業に係るもの」の欄には、第1号様式の「電力売上 1」及び「電力売上以外の電気供給業に係る収入 2」に係るものを記載すること。
- 3) 「その他の事業に係るもの」の欄には、第1号様式の「電気供給業以外の事業に係る収入 5」に係るものを記載すること。
- 4) 各合計欄には、「区分困難なもの」に第1号様式の「あん分率 8」を乗じて得た額と「その他の事業に係るもの」の額の合計額を記載すること。
- 5) 4)で記載した額を、地方税法施行規則第6号様式別表5の5の各欄に転記すること。
- 6) この計算書を地方税法施行規則第6号様式別表5の5に添付すれば、5)で転記される欄以外の各欄は記載を省略しても差し支えない。